

以下2点の依頼についてお知らせします。

1. ワクチン接種促進のために、リーフレットや相談窓口等の活用をすること。
2. 新型コロナウイルス感染症に罹患または季節性インフルエンザに感染した者が、職場復帰等をする際に、医療機関等が発行する検査結果の証明書等を求めないこと。

事務連絡
令和4年11月9日

各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構担当課
独立行政法人大学入試センター担当課
独立行政法人日本学生支援機構担当課
日本私立学校振興・共済事業団担当課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進及び新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について（依頼）

各機関におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について適切に御対応いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に御尽力をいただき、感謝申し上げます。このたび、内閣官房からオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について、それぞれ周知等の依頼がありましたので、下記のとおりお知らせします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

1. オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について

新型コロナウイルス感染症はこれまで、年末年始に拡大していること、また、今冬は季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることなどから、オミクロン株に対応した2価ワクチンについて、年内に希望者への接種を完了するよう、接種体制の確保や周知広報を行っているところですが、11月1日現在、接種率は全人口の約5%となっているところです。

10月21日から、接種間隔が「最終の接種から3か月以上」に短縮されたことで、4回目を接種した高齢者は11～12月に接種時期を迎えはじめることとなり、今後、接種が本格化することが見込まれています。

つきましては、オミクロン株対応ワクチンの接種を促進するため、別添①の「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）」（令和4年11月4日付け内閣官房内閣参事官事務連絡）に基づき、リーフレット等を活用した職員や学生への周知、各都道府県に設置されている相談窓口の活用、職員がワクチン接種を受けやすい環境の確保等の取組を進めていただくとともに、接種を希望する方に対し、年内接種の積極的な働きかけをお願いします。

2. 新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

今後、冬に向けて、今夏を上回る新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととしています（注1）。こうした対策を効果的に実施できるよう、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース（注2）においても、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」について合意を得たところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治療の証明書を求めないことについて、周知を行う。」とされています。

つきましては、別添②の「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」（令和4年11月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応いただくようをお願いします。このことについて、入学者選抜においても受験生に対して同様に対応いただくようお願いいたします（注3）。

なお、別添②の内容は、「感染拡大に対応する都道府県への支援等及び医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について（周知）」（令和4年8月1日付け文部科学

省高等教育局高等教育企画課事務連絡)の内容に、季節性インフルエンザに感染した者への対応を追加した内容となっております。

(注1)「With コロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日)別紙「With コロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」

(<https://corona.go.jp/withcorona/>)

(注2)「第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」(令和4年10月18日)資料1「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf>)

(注3)大学入試情報提供サイト (<https://www.mext.go.jp/nyushi/>)

「令和5年度大学入学者選抜実施要項等(令和4年6月3日)に関するQ&A」参照

以上

<参考資料等>

(別添①)

- 「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について(依頼)」(令和4年11月4日付け内閣官房内閣参事官事務連絡)

(上記別添①中の別添1)

- オミクロン株対応ワクチン接種促進のためのリーフレット①
<https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>

(上記別添①中の別添2)

- オミクロン株対応ワクチン接種促進のためのリーフレット②
<https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>

(上記別添①中の別添3)

- 「ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い」

(上記別添①中)

- 都道府県相談窓口一覧

※文部科学省 HP では掲載しません。

(別添②)

- 「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」(令和4年11月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<本件連絡先>

文部科学省 高等教育局高等教育企画課

連絡先：03-5253-4111 (内線：2482)

事務連絡
令和4年11月4日

文部科学省大臣官房総務課長

内閣官房内閣参事官

オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について
(依頼)

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、過去2年いずれも、年末年始に拡大しているおり、また、この秋・冬については、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの専門家の指摘もあります。

9月から、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始していますが、オミクロン株対応ワクチンの重症予防効果等は従来型ワクチンを上回ることや、今後の変異株に対してもより有効であることが期待されています。

こうしたことを踏まえ、年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を進めることが非常に重要であり、希望する全ての対象者が年内に接種を受けられるよう、政府では接種体制の確保や周知広報を行っているところです。

このため、下記周知内容を御了知いただくとともに、所管法人等の関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

また、周知に当たっては、適宜リーフレットや動画資材を活用いただき、所管法人等の関係機関等への周知や各所での掲示・配布をお願いいたします。また、以下のとおり、所管法人等の関係機関等の関係者等の皆様に取り組んでいただきたい事項を整理しましたので、当該事項について積極的に取り組んでいただけますよう働きかけていただければ幸いです。

記

＜所管法人等の関係機関等の関係者等の皆様に取り組んでいただきたい事項＞

以下希望する全ての対象者が年内に接種を受けられるよう、ご協力をお願いします。

①職員等へのワクチン接種に関する周知

職場内メールや職場内掲示等において、以下の広報資材などを活用・提供することなどにより、職員等への周知をお願いいたします。

(リーフレット)

別添 1 <https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>

別添 2 <https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf>

(周知動画)

○ねお×木下先生「新しいコロナワクチンのこと聞いてみた」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25464.html>

②企業・団体等单位での自治体の大規模接種会場等における団体接種や、職域接種の実施

企業・団体等单位での団体接種や職域接種を積極的に実施いただくことで、職員等の接種機会を設けて頂くようお願いいたします。

団体接種については、全ての都道府県に相談窓口を設置しておりますのでご利用ください。

また、職域接種については、初回接種又は3回目接種時に職域接種を実施した企業等を対象としており、下記の厚生労働省のHPに実施方法等を掲載しております。

○厚生労働省 HP 職域追加接種（オミクロン株対応ワクチン）に関する企業向け説明会（令和4年9月22日開催）資料職域接種に関するお知らせ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000992507.pdf>

③ワクチン接種が受けやすくなるよう休暇や労働時間の取扱いについて

別添3「ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い」を参考に、職員等が接種を受けやすい環境作りをお願いいたします。

〈 新型コロナワクチン接種 〉
 オミクロン株に対応した
 2価ワクチンの接種が開始されました。



接種可能な間隔が **3か月** になりました!



年内 ぜひ、 の接種をご検討ください。



接種の対象と使用するワクチン



- 新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン(「オミクロン株対応2価ワクチン」)の接種は、**初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種**できます。
- 1・2回目接種を完了した12歳以上で最終接種から3か月以上(※)経過している方は、接種可能になりました。
 (※)5か月から3か月に短縮されました。
- 例えば、9月15日に従来型ワクチンを接種した方は、12月15日からオミクロン株対応2価ワクチンを接種できます。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

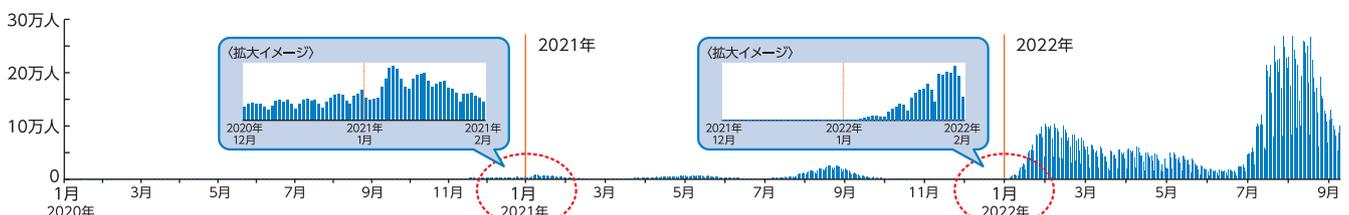
〈 オミクロン株対応2価ワクチンの種類 〉

ファイザー社ワクチン 【BA.1対応型/BA.4-5対応型】	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者	
		12歳以上	18歳以上
	× (使用不可)	○	○
モデルナ社ワクチン 【BA.1対応型】	× (使用不可)	×	○

(※)2022年10月時点では、オミクロン株対応2価ワクチンは、11歳以下は接種対象となりません。

これまで2年間、年末年始に新型コロナは流行しています。**2022年の年末まで**に、重症化リスクの高い高齢者はもとより、**若い方にも**オミクロン株対応2価ワクチンによる接種を完了するようおすすめします。

〈 日本国内の新規感染者数(1日ごと) 〉



出典：厚生労働省ホームページ「国内の発生状況」をもとに作成

国	推奨の発表機関(※)	推奨の発表日	前回の接種からの接種間隔
日本	厚生科学審議会	2022/10/20	3か月以上
英国	JCVI	2022/8/15	3か月以上
米国	CDC/FDA	2022/8/31	2か月以上
カナダ	NACI	2022/9/1	3か月以上
イスラエル	保健省	2022/9/20	3か月以上
フランス	保健省	2022/10/6	3か月以上
ドイツ	STIKO	2022/10/6	3か月以上

(※) JCVI: 予防接種・ワクチン合同委員会
NACI: 予防接種に関する諮問委員会

CDC: 疾病予防管理センター
STIKO: 予防接種常設委員会

FDA: 食品医薬品局

(2022年10月17日時点)

オミクロン株対応2価ワクチンの種類と効果

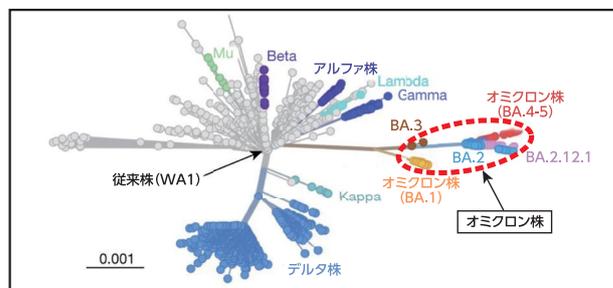
2種類の2価ワクチン(BA.1対応型／BA.4-5対応型)が使用可能ですが、いずれも従来型ワクチン(※)を上回る効果が期待されます。

(※) 新型コロナウイルスの従来株に対応した1価ワクチン

2価ワクチンは、従来株の成分に加え、オミクロン株の成分が含まれています。オミクロン株の成分に2つの種類(BA.1とBA.4-5)があるため、2種類のワクチンがあります。その効果は以下の通りです。

- BA.1、BA.4-5 は、いずれもオミクロン株の種類(亜系統)です(右図参照)。そのため、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、現在流行の中心であるオミクロン株に対しては、1価の従来型ワクチンを上回る効果が期待されています。
- また、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、従来株とオミクロン株の2種類の成分があることにより、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられます。

〈 新型コロナウイルスの変異株の枝分かれ(系統樹) 〉



(※) 出典をもとに改変

出典: Wang, Q., Guo, Y., Iketani, S. et al. Antibody evasion by SARS-CoV-2 Omicron subvariants BA.2.12.1, BA.4 and BA.5. Nature 608, 603-608 (2022).

オミクロン株対応2価ワクチンの安全性

ファイザー社及びモデルナ社の2価ワクチンの薬事承認において、どちらのワクチンも従来型ワクチンとおおむね同様の症状が見られました。

〈 接種後7日間に現れた症状 〉

出典: 特例承認に係る報告書より改編

発現割合	症 状	
	ファイザー社	モデルナ社
50%以上	注射部位疼痛	注射部位疼痛、疲労
10~50%	疲労、筋肉痛、頭痛、悪寒、関節痛	頭痛、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、悪心・嘔吐
1~10%	下痢、発赤、腫脹、発熱、嘔吐	紅斑・発赤、腫脹・硬結、発熱

◎ ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎ 予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索





※ 裏面上部に諸外国情報を追加しています。

【第2報】

種類よりスピード



BA.1かBA.4-5の
いずれか早く打てるワクチンで
1回接種をしましょう。



接種の対象と使用するワクチン



- 新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン(「オミクロン株対応2価ワクチン」)の接種は、**初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種**できます。
- 1・2回目接種を完了した12歳以上で最終接種から3か月以上経過している方は接種可能です。
- これまで2年間、年末年始に新型コロナは流行しています。**2022年の年末まで**に、重症化リスクの高い高齢者はもとより、**若い方にも**オミクロン株対応2価ワクチンによる接種を完了するようおすすめします。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

〈 オミクロン株対応2価ワクチンの種類 〉

〈 オミクロン株対応2価ワクチンの種類 〉	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者	
		12歳以上	18歳以上
ファイザー社ワクチン 【BA.1対応型／BA.4-5対応型】	×(使用不可)	○	○
モデルナ社ワクチン 【BA.1対応型】	×(使用不可)	×	○

(※) 2022年10月時点では、オミクロン株対応2価ワクチンは、11歳以下は接種対象となりません。



オミクロン株対応2価ワクチンの種類と特徴



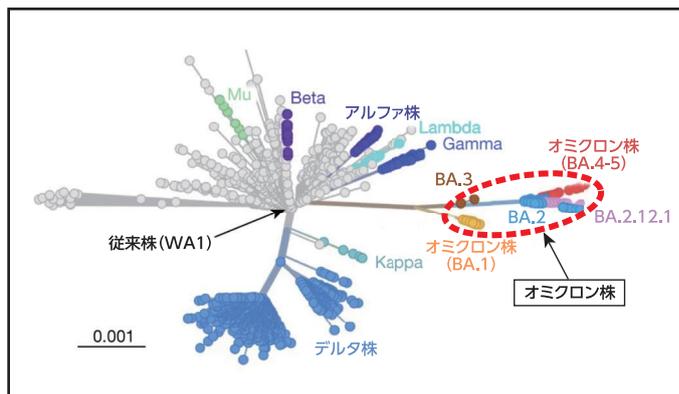
2種類の2価ワクチン(BA.1対応型／BA.4-5対応型)が使用可能ですが、いずれも従来型ワクチン(※)を上回る効果が期待されます。

(※) 新型コロナの従来株に対応した1価ワクチン

- 2価ワクチンは、従来株の成分に加え、オミクロン株の成分が含まれています。オミクロン株の成分に2つの種類(BA.1とBA.4-5)があるため、2種類のワクチンがあります。その効果は以下の通りです。

- BA.1、BA.4-5は、いずれもオミクロン株の種類(亜系統)です(右図参照)。そのため、BA.1対応型であっても、BA.4-5対応型であっても、現在流行の中心であるオミクロン株に対しては、1価の従来型ワクチンを上回る効果が期待されています。
- また、BA.1対応型であっても、BA.4-5対応型であっても、従来株とオミクロン株の2種類の成分があることにより、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられます。

〈 新型コロナウイルスの変異株の枝分かれ(系統樹) 〉



(※) 出典をもとに改変

出典: Wang, Q., Guo, Y., Iketani, S. et al. Antibody evasion by SARS-CoV-2 Omicron subvariants BA.2.12.1, BA.4 and BA.5. Nature 608, 603-608 (2022).

国	推奨の発表機関(※)	推奨の発表日	推奨ワクチン
 日本	厚生科学審議会	2022/9/14	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
 米国	CDC/FDA	2022/9/1	BA.4-5対応型
 英国	JCVI	2022/9/3	BA.1対応型
 イスラエル	保健省	2022/9/20	BA.4-5対応型
 フランス	保健省	2022/10/6	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
 ドイツ	STIKO	2022/10/6	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
 カナダ	NACI	2022/10/7	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型

(※)CDC: 疾病予防管理センター FDA: 食品医薬品局 JCVI: 予防接種・ワクチン合同委員会
STIKO: 予防接種常設委員会 NACI: 予防接種に関する諮問委員会

(2022年10月17日時点)

オミクロン株対応2価ワクチンの効果



Q. BA.1対応型ワクチンよりBA.4-5対応型ワクチンのほうが効果があると聞きましたが、本当ですか?BA.4-5対応型ワクチンを接種できるようになったので、BA.1対応型ワクチンの接種は控えて、少し待ってでもBA.4-5対応型ワクチンを接種するほうがよいのではないのでしょうか。

A. 現時点の知見を踏まえた専門家による検討では、免疫を刺激する性質を比較した場合、従来株と現在流行しているオミクロン株との差と比較すると、オミクロン株の中での種類(BA.1とBA.4-5)の差は大きくないことが示唆されています。
オミクロン株対応ワクチンは、オミクロン株の種類(BA.1とBA.4-5)に関わらず、オミクロン株成分を含むことで、現在の流行状況では**従来型ワクチンを上回る効果**があること、オミクロン株と従来株の2種類の成分が含まれることで、**今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いこと**が期待されています。
そのため、その時点で早く接種可能なオミクロン株成分を含むワクチンを接種いただくようお願いいたします。



オミクロン株対応2価ワクチンの安全性

ファイザー社及びモデルナ社の2価ワクチンの薬事承認において、**どちらのワクチンもおおむね同様の症状が見られました。**

〈 接種後7日間に現れた症状 〉

出典:特例承認に係る報告書より改編

発現割合	症 状	
	ファイザー社	モデルナ社
50%以上	注射部位疼痛	注射部位疼痛、疲労
10~50%	疲労、筋肉痛、頭痛、悪寒、関節痛	頭痛、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、悪心・嘔吐
1~10%	下痢、発赤、腫脹、発熱、嘔吐	紅斑・発赤、腫脹・硬結、発熱

◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索



ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

- ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについて、以下の厚生労働省HPで案内しています。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（抜粋）

<ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い>

問20 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチン接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用できるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分就業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。こういった点に留意が必要でしょうか。

職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分就業時刻の繰り下げを行うこと）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れたことを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものと取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

- 上記問20のほか、ワクチン接種の対象年齢の子どもを持つ労働者の休暇や労働時間の取扱い（問21）、新型コロナウイルス罹患時を例とした年次有給休暇取得の扱い（問9）、アルバイト・パートタイム労働者等への年次有給休暇等の扱い（問10）などのQ&Aが用意されている。

事務連絡
令和4年11月4日

各関係府省庁 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る
医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととしています^{注1)}。こうした対策を効果的に実施できるよう、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース^{注2)}においても、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」についてコンセンサスをいただいたところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。」とされています。

このため、下記の内容を御了知の上、所管団体、行政機関等への周知徹底をお願いします。

なお、下記の事項は、厚生労働省から、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会（会員企業）、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）（地域の事業主団体又は企業等）に周知を依頼をしていることを申し添えます。

注1) 「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日）別紙「With コロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」(<https://corona.go.jp/withcorona/>)

注2) 「第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」（令和4年10月18日）資料1 「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf>)

記

1. 新型コロナウイルスについて

一 従業員又は児童等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

※ 新型コロナウイルス感染症については、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間）。

※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動を徹底すること。

三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

2. 季節性インフルエンザについて

一 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

二 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

以上